

嬉野市緑の基本計画

【素案概要】

※本書は、「嬉野市緑のマスタープラン（素案）」の主要な方針や計画内容の概要をまとめたものであり、一部に表現を簡略化している部分があります。

お茶と温泉、街道宿、豊かな緑と田園風景、母なる塩田川に抱かれ

四季の彩りに包まれて

みんながほっとするまち、うれしいの



■ 緑の基本計画とは (本編 P1)

市町村の独自性、創意工夫を発揮して、「まちの緑」についての将来あるべき姿と、それを実現するための施策をまとめた緑の総合的な計画です。

『緑の基本計画』とは、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。市町村が独自性、創意工夫を発揮して、緑地の保全から公園緑地の整備、その他公共施設及び民有地の緑化推進まで、「まちの緑」について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにする総合的な計画です。

■ 緑の機能 (本編 P2)

『緑』には「環境保全」「防災」「景観」「レクリエーション」等の様々な機能があり、地球環境や都市全体、地域、人々の生活だけでなく、人の心や精神面へも大きな影響を与えています。

■ 対象となる緑地 (本編 P2)

- 山林の緑・・・森林、雑木林など
- 農地の緑・・・田んぼ、畑、果樹園など
- 水辺の緑・・・河川、ダム、ため池など
- 公共施設の緑・・・公園、緑地、街路樹、公共施設の緑など
- 民間の緑・・・企業、工場、空地等の緑など
- 個人の緑・・・生垣、庭木、花など

■ 計画期間・対象区域・将来人口 (本編 P5)

計画を立案する期間は**平成2010年～2030年**とし、対象区域は市全域（主として都市計画区域）、将来人口は26,000人（主として25,200人）を対象としています。

目標年次：2030年（平成42年） 中間年次：2020年（平成32年）

■ 計画対象区域 ■

用途地域	都市計画区域	市域全体
現況：274 ha 将来計画：302 ha	現況：4,568 ha 将来計画：9,173 ha	12,651 ha

■ 将来人口 ■

	2005年	2020年	2030年
総人口	30,392人	28,000人	26,000人
都市計画区域人口	17,359人	26,900人	25,200人

■ 緑の基本理念 (本編 P70)

嬉野市の 緑の基本理念 を以下のように定めました。

お茶と温泉と街道宿、豊かな緑と田園風景、母なる塩田川に抱かれ

四季の彩りに包まれて みんながほっとするまち、うれしいの

■ 緑の基本方針 (本編 P71~72)

嬉野市の 緑の基本方針 として以下の4つを定めました。

1. 嬉野のふるさとの原風景を後世に継承する……………守る緑

唐泉山を核とする豊かな山林や河川、嬉野の名産であるお茶の畑や農地など、生活に密着した緑や、嬉野ならではの美しい景観・自然環境を保全・継承する。

2. 緑の拠点の再整備とそれらを結ぶネットワークづくり……………創る緑

母なる塩田川と、長崎街道で結ばれた宿場町という強い絆を明確にすると同時に、公園や観光拠点の利用促進を図るための緑のネットワークを形成する。

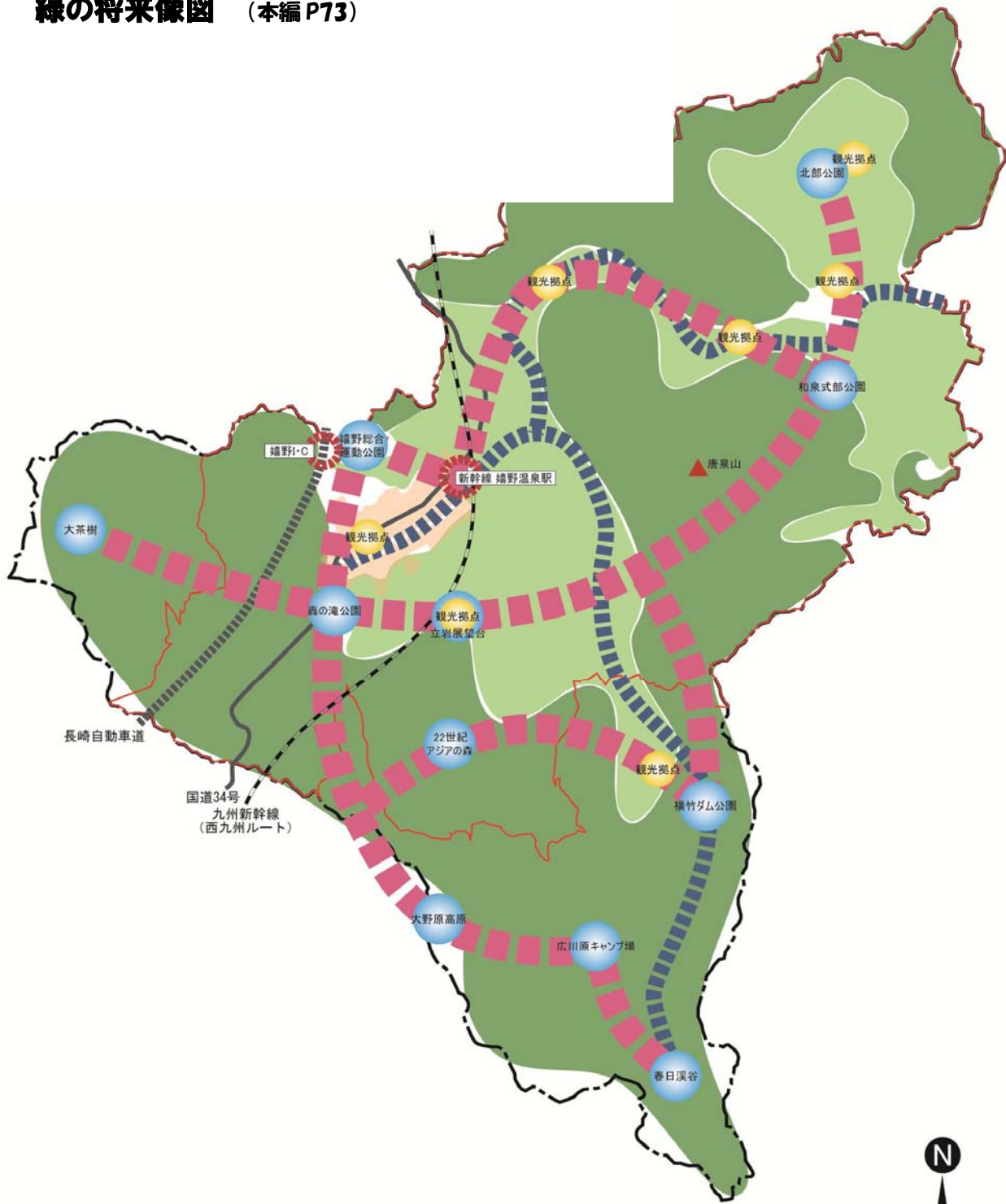
3. みんなが協力して取り組む緑の育成基盤づくり……………育てる緑

歓声が聞こえるまちづくりの一環として、市民と行政・企業が協力して取り組む、緑の育成基盤づくりを推進する。

4. 魅力ある緑への転換……………活性化につながる緑

まちの生活環境の向上のためだけでなく、観光都市嬉野として、ワンランク上の活性化につながる、魅力ある“もてなし”の緑づくりに取り組む。

緑の将来像図 (本編 P73)



■ 凡例

分類	表示
用途地域界	——
都市計画区域界(将来計画)	——
行政区境界	- - - -

- : 緑の拠点
- : 観光の拠点
- : 緑のネットワーク
- : 水のネットワーク



■ 緑の計画目標 (本編 P74~76)

現在の嬉野市の公園緑地の整備状況、公共施設や民間施設の緑化状況を踏まえ、将来人口の推計と照らし合わせ、緑の計画指標として、数値目標を設定する。

1) 市街地の緑地目標

目標値：将来市街地面積に対して概ね 30%以上
(平成 7 年 7 月の都市計画中央審議会答申等)

○ 嬉野市の市街地(用途地域)の緑地率

現況緑地面積 19.7ha ÷ 市街地面積 274.0ha = 7% < 30%

現状の市街地の状況を見ても、今後緑地が大きく増えるといったことは考えがたい。若干の増加を見込んで、

→ 将来市街地の緑地目標は 8%とする。

従って、市街地内道路の街路樹や公共施設の外周緑化、街角広場整備や花壇設置等を進め、緑豊かな環境づくりに努める。

参考：(市街地に挟まれ・隣接する塩田川を市街地と連担する緑地空間としてとらえた場合の現況緑地面積は 19.7ha+12.8ha=32.5ha となり、市街地面積に対する割合は 11.9%になる。その場合の将来市街地の緑地目標は 13%となる。)

2) 都市公園の整備目標

目標値：20 m²/人以上
(平成 7 年 7 月の都市計画中央審議会答申等)

○ 嬉野市の市民一人当たりの都市公園面積(都市計画区域内)

現況都市公園面積=33.8 m²/人 > 20 m²/人

都市計画区域内の都市公園量は、現状で目標量を上回っている。

将来、都市計画区域の拡大や用途地域の見直しによる公園緑地の整備はあるが、一人当たり面積は人口も増加するので相対的な量は変わらないと考えられる。

若干の増加を見込んで、

→ 将来の 1 人当たり都市公園面積は 35 m²/人とする。

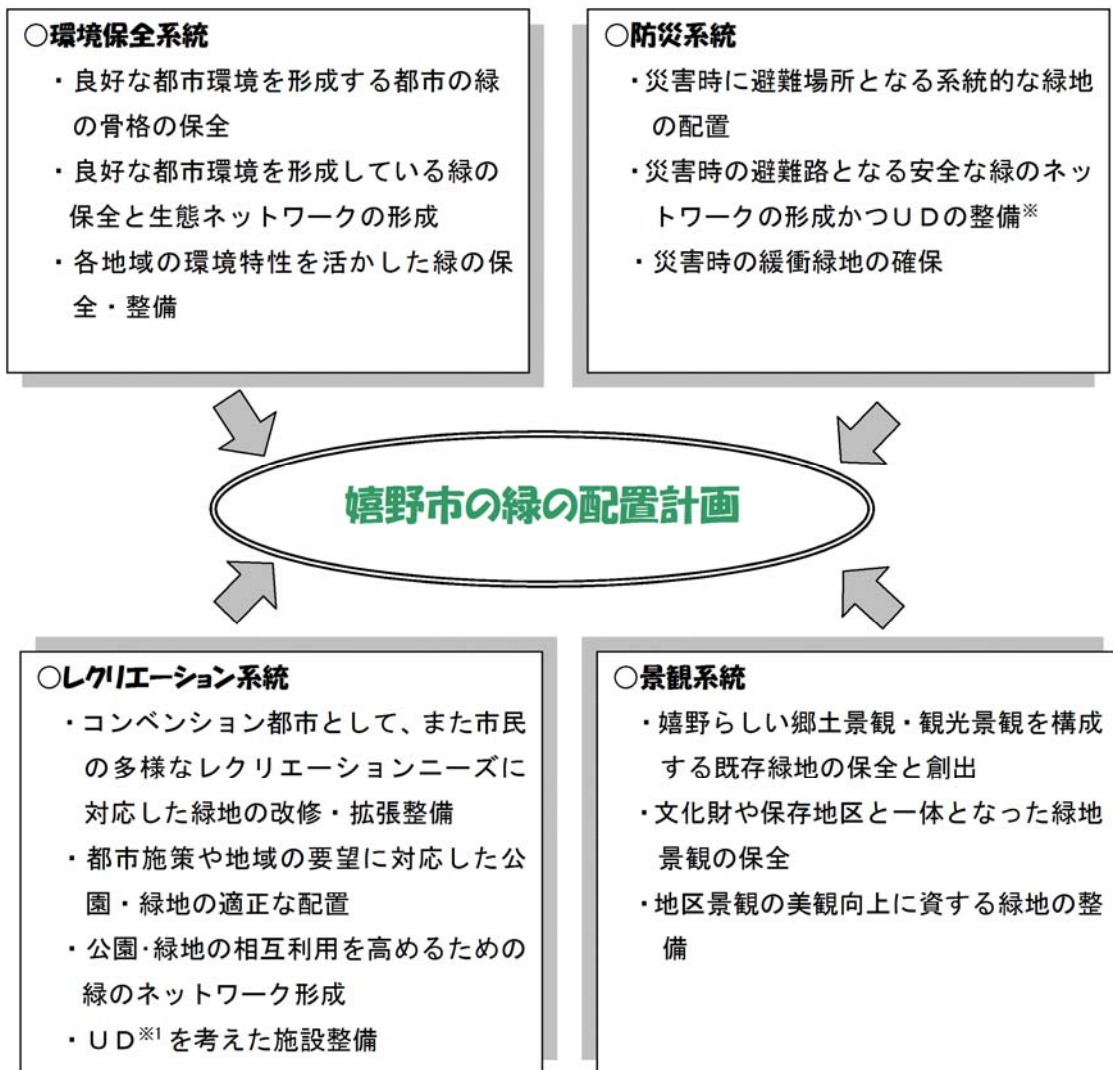
参考：(行政区域内の都市公園面積（その他公園や農村公園を含む）は 84.3ha である。その場合の行政区域人口（30,392 人）に対する割合は 27.7 m²/人となり、その場合においても目標値の 20 m²/人は上回っている。)

■都市公園及びその他の公園も含めた公園整備の目標■

年次 項目	現況 2005年(平成17年)		中間年次 2020年(平成32年)		目標年次 2030年(平成42年)	
	全体面積	一人あたりの面積	全体面積	一人あたりの面積	全体面積	一人あたりの面積
都市公園 (都市計画区域)	58.7ha	33.8 m ²	84.5ha	31.4 m ²	88.2ha	35.0 m ²
その他の公園も 含めた公園 (行政区域)	84.3ha	27.7 m ²	87.8ha	31.4 m ²	91.0ha	35.0 m ²

■ 緑の配置方針 (本編 P78)

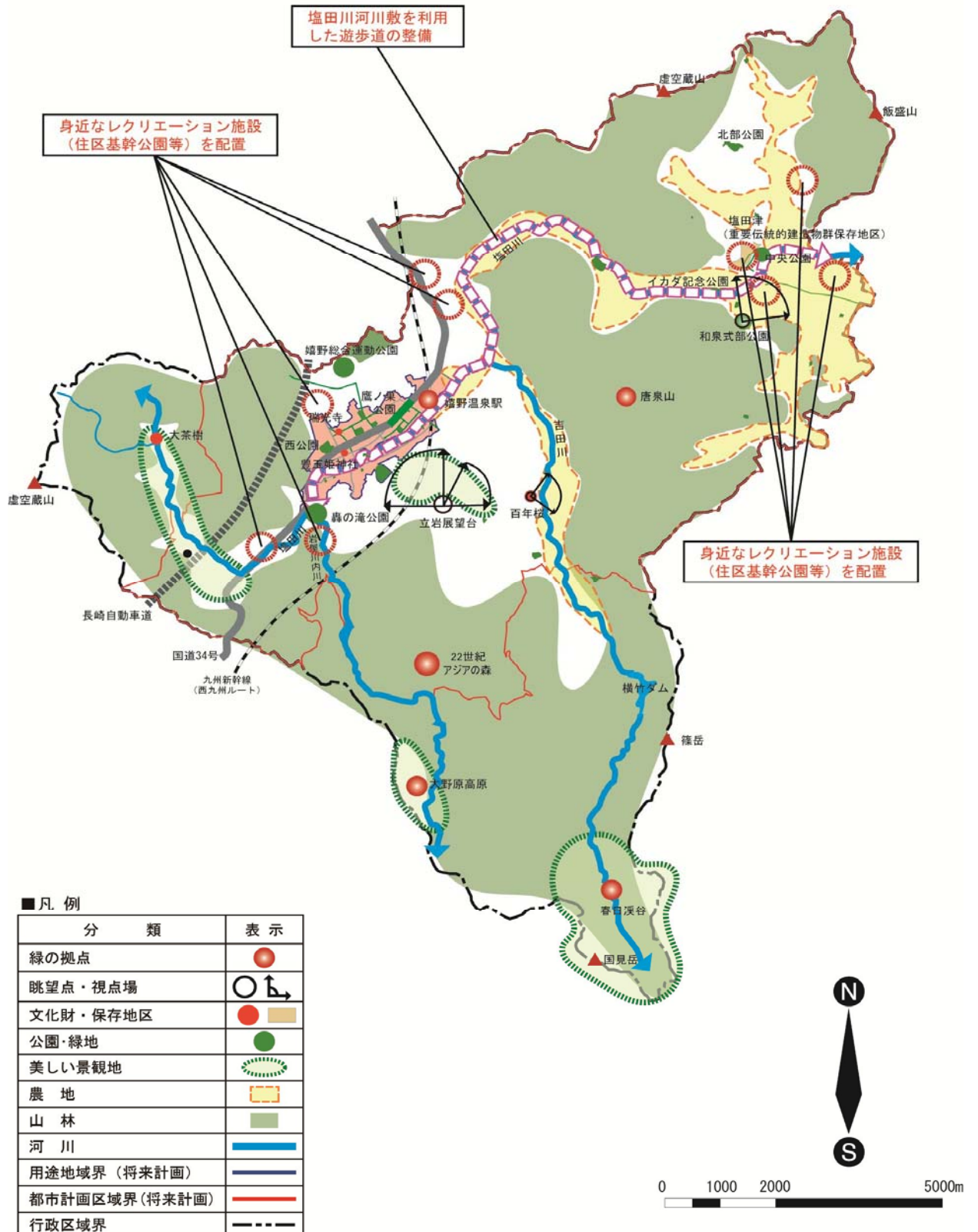
緑の配置計画は、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4系統の緑の配置計画を検討し、それをベースにして都市の発展動向や緑地の充足状況を踏まえ、バランスの取れた総合的な緑地の配置と、目標年次までの緑化計画を行う。



UD^{※1}：ユニバーサルデザイン

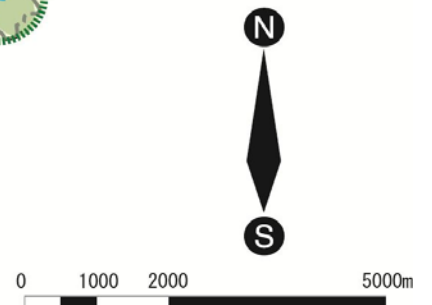
国籍や文化、言語を越え、年代や個々の能力レベルの程度を問わずに誰もが利用することができるような製品、施設などのデザイン設計のことを示しています。

緑の配置計画 総括図 (本編P93)



凡例

分類	表示
緑の拠点	●
眺望点・視点場	○ ↗
文化財・保存地区	● ■
公園・緑地	●
美しい景観地	○
農地	■
山林	■
河川	—
用途地域界 (将来計画)	—
都市計画区域界 (将来計画)	—
行政区域界	—



■ 今後の公園整備の基本方針 (本編P123~124)

嬉野市におけるこれからの公園整備の基本的な方針は、以下の通りです。

地域のコミュニティ活動の拠点となる身近な公園づくり

- 子供たちの遊び場、市民の日常の健康づくり、レクリエーションの場として、快適な都市生活がおくれるような公園づくりを目指す。
- ワークショップの開催や、清掃などの公園の維持・管理に町内会や子ども会などの活発な参画を促すなど、市民参加の公園づくりを推進し、地域のコミュニティを育む拠点として公園を活用していく。
- 公園づくりや公園の維持管理に、市民が参加しやすい制度・体制・組織づくりを検討していく。

既存公園のリニューアルや拡張整備、都市公園への移行・改修を主体とした公園づくり

- 市の公園整備率は高いことから新規の公園整備は必要最低限にとどめ、既存の公園内に設置された遊具や休憩施設などの老朽施設の更新、及び都市計画区域に編入される地区の農村公園の都市公園への移行・改修整備、既設公園の内容を充実するための拡張整備などを主体とした公園整備を行っていく。

少子高齢化の時代背景や身体障害者の利用をふまえた、ユニバーサルデザインの公園づくり

- 本市は「都市公園安全安心対策緊急総合支援事業」により、子供や身体障害者・高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進している。今後も継続して都市公園のバリアフリー化や防災施設の整備などを進め、誰もが利用しやすく、安全に利用できる緑道や公園づくりを行っていく。
- 地域の病院や福祉施設と連携した、リハビリやセラピーに利用できる緑化施設の整備を進めていく。

観光・交流拠点となる公園づくり

- 四季折々の花木が咲き、新緑や紅葉の美しさが感じられる緑化を行い、美しいまちづくりの拠点となるような公園づくりを行っていく。
- 美しい景観を演出する緑のネットワークや、歩いていて快適な緑の散策路を整備していく。

防災拠点として利用できる公園づくり

- 主要な公園は、地震・火災時などの避難地となるような整備を行っていく。

都市環境の保全・改善に寄与する公園づくり

- 市街地にある既存の良好な緑を取り込んだ公園整備を進める。
- 自然エネルギーを活用した施設等を積極的に取り入れた施設整備を行っていく。
- 市街地の緑のスポットとなる、街角のポケットパークを増やしていく。

■ 緑化推進計画 (本編 P94~114)

緑の推進計画においては、緑の基本方針である“守る緑”、“創る緑”、“育てる緑”、“活性化につながる緑”を推進するための、具体的な取組みを定めます。

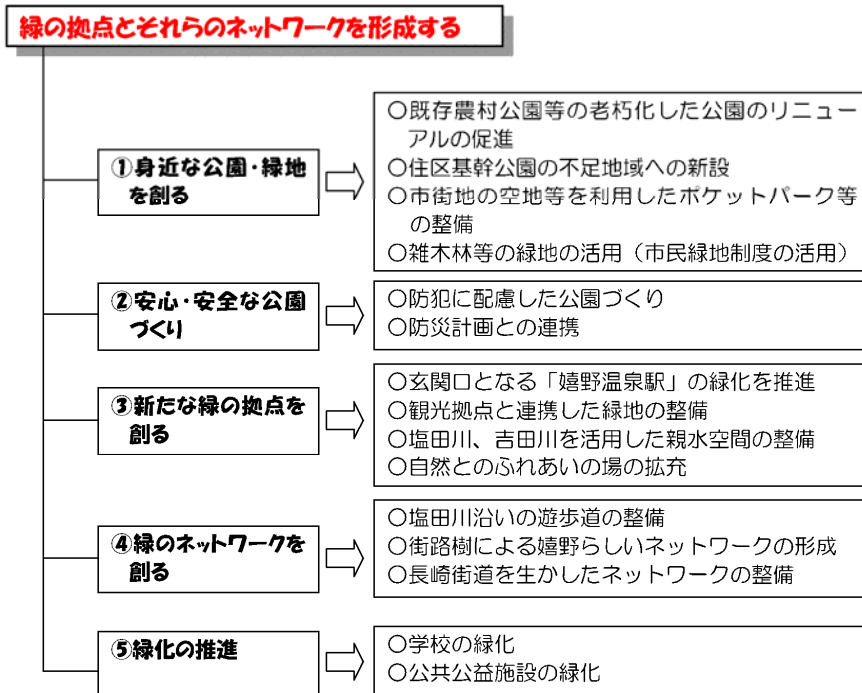
○守る緑の推進計画

主な施策



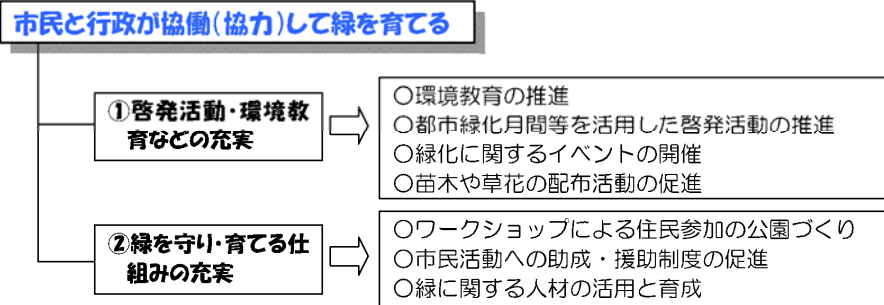
○創る緑の推進計画

主な施策



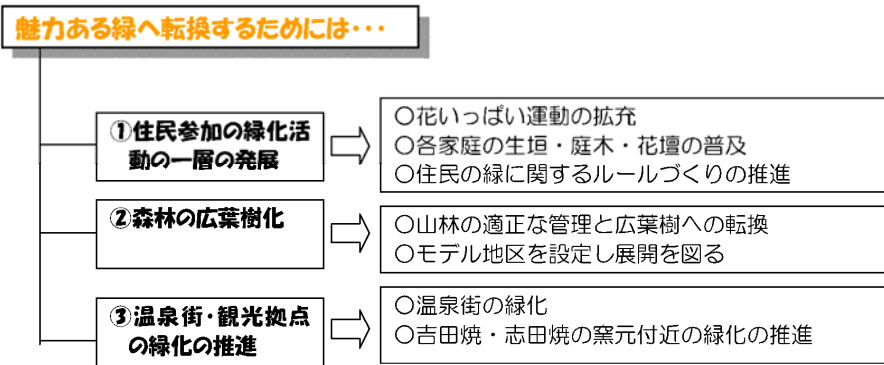
○育てる緑の推進計画

主な施策

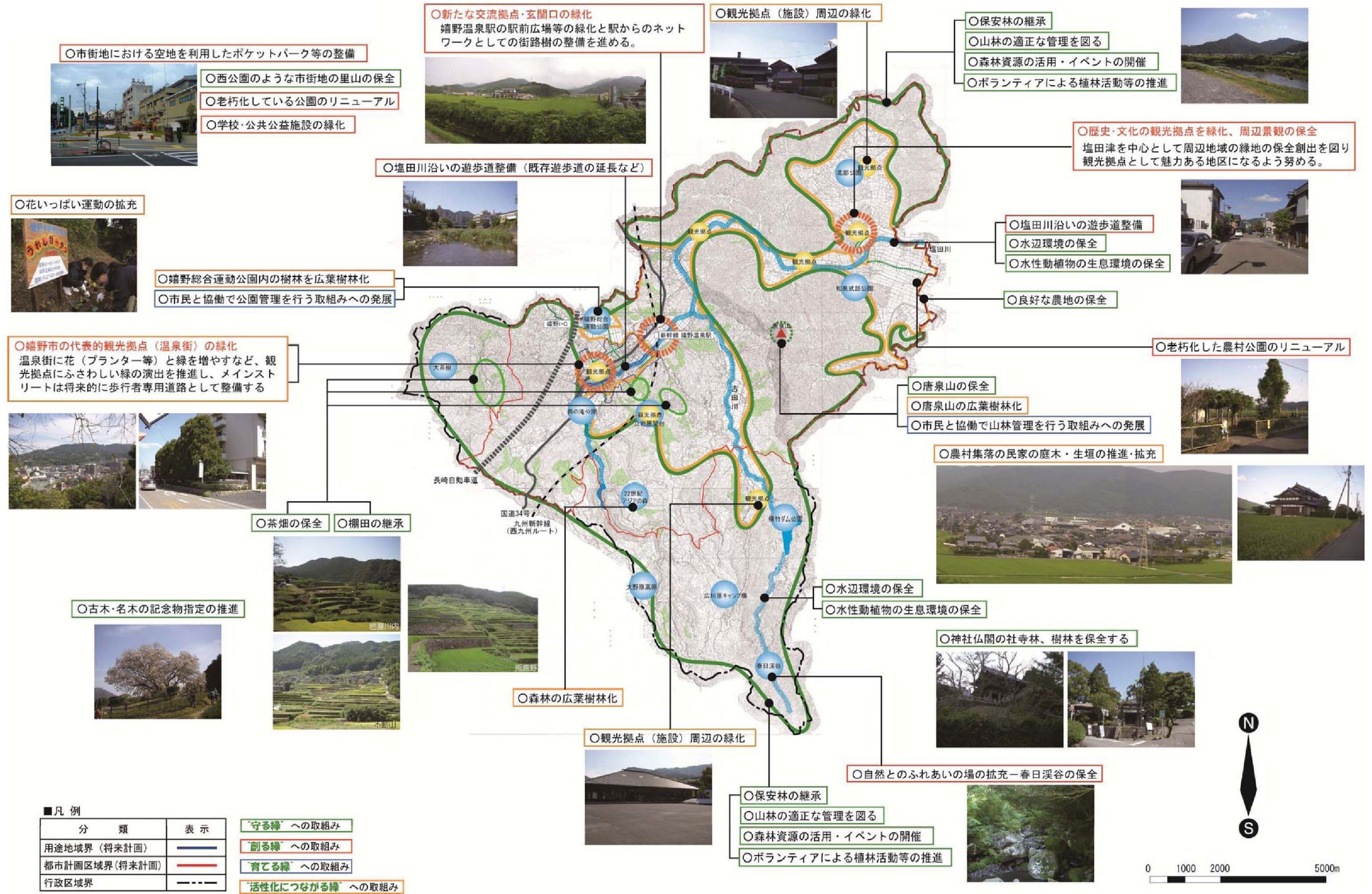


○活性化につながる緑の推進計画

主な施策



■ 活用する緑の取り組み～将来像に向けて～ (本編P115)



■ 緑化重点地区の設定 (本編P125～126)

緑化重点地区は、都市緑地法に基づき、緑の基本計画で設定する「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」で、その地域内で講じる緑化施策等を即地的に定めるエリアです。

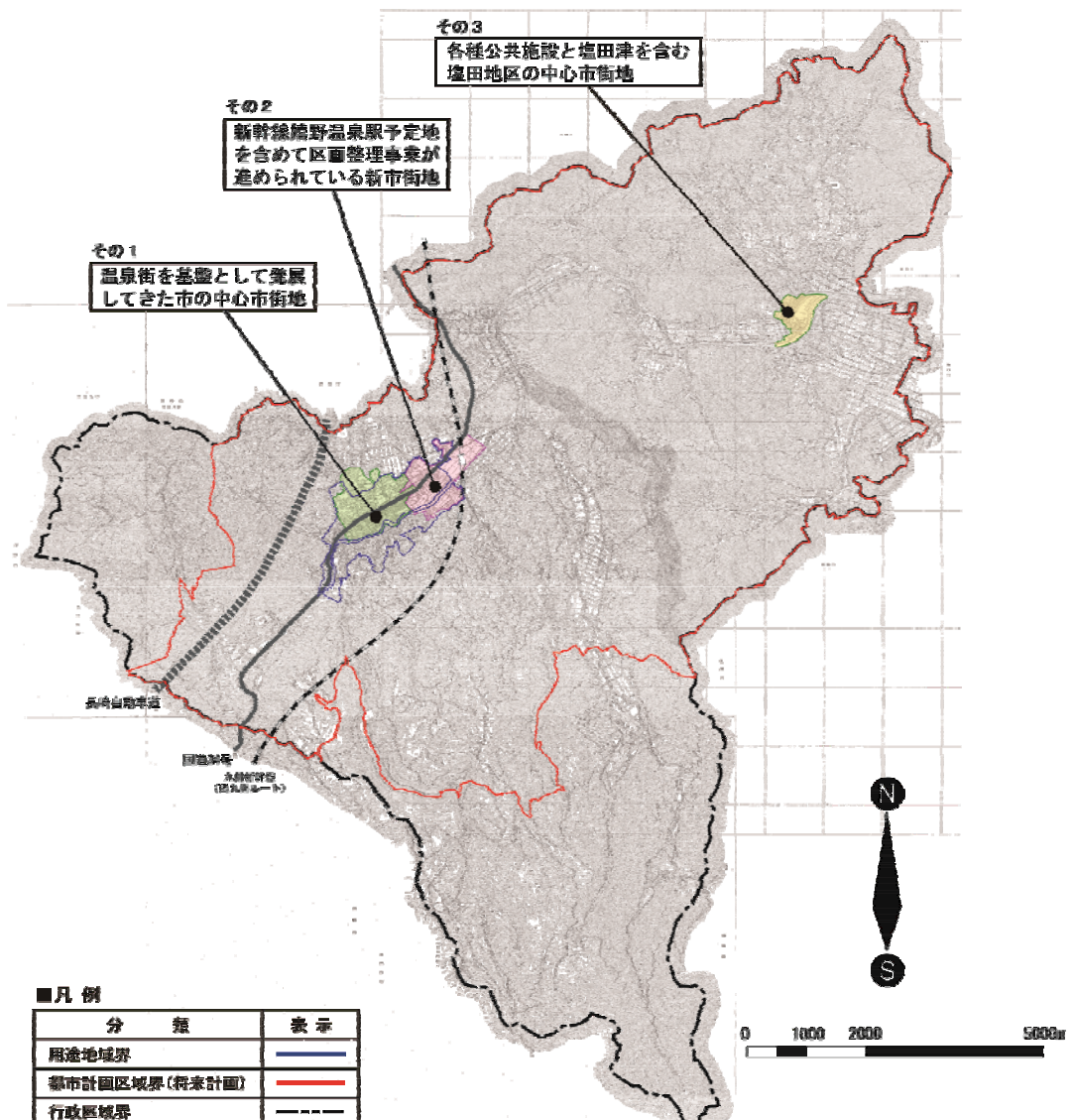
嬉野市では以下の3地区を緑化重点地区として定めます。

その1：温泉街を基盤として発展してきた市の中心市街地

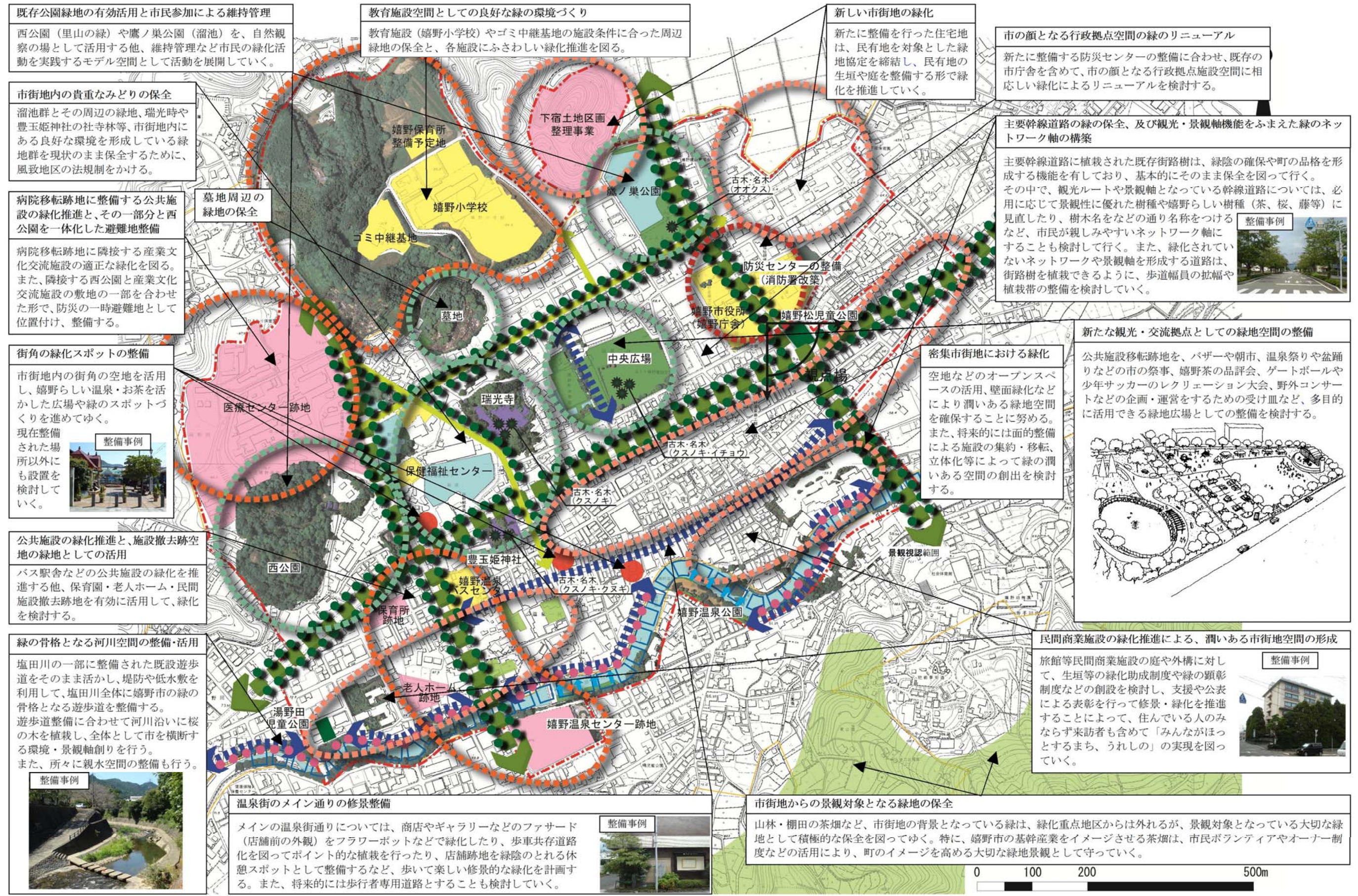
その2：新幹線嬉野温泉駅予定地を含めて区画整理事業が進められている新市街地

その3：各種公共施設と塩田津を含む塩田地区の中心市街地

緑化重点地区配置図



緑化重点地区 その1：温泉街を基盤として発展してきた市の中心市街地 (本編 P129)



既存公園緑地の有効活用と市民参加による維持管理
西公園（里山の緑）や鷹ノ巣公園（溜池）を、自然観察の場として活用する他、維持管理など市民の緑化活動を実践するモデル空間として活動を展開していく。

市街地内の貴重なみどりの保全
溜池群とその周辺の緑地、瑞光寺や豊玉姫神社の社寺林等、市街地内にある良好な環境を形成している緑地群を現状のまま保全するために、風致地区の法規制をかける。

病院移転跡地に整備する公共施設の緑化推進と、その一部分と西公園を一体化した避難地整備
病院移転跡地に隣接する産業文化交流施設の適正な緑化を図る。また、隣接する西公園と産業文化交流施設の敷地の一部を合わせた形で、防災の一時避難地として位置付け、整備する。

街角の緑化スポットの整備
市街地内の街角の空き地を活用し、嬉野らしい温泉・お茶を活かした広場や緑のスポットづくりを進めてゆく。
現在整備された場所以外にも設置を検討していく。

公共施設の緑化推進と、施設撤去跡地の緑地としての活用
バス駅舎などの公共施設の緑化を推進する他、保育園・老人ホーム・民間施設撤去跡地を有効に活用して、緑化を検討する。

緑の骨格となる河川空間の整備・活用
塩田川の一部に整備された既設遊歩道をそのまま活かし、堤防や低水敷を利用して、塩田川全体に嬉野市の緑の骨格となる遊歩道を整備する。遊歩道整備に合わせて河川沿いに桜の木を植栽し、全体として市を横断する環境・景観軸創出を行う。また、所々に親水空間の整備も行う。

温泉街のメイン通りの修景整備
メインの温泉街通りについては、商店やギャラリーなどのファサード（店舗前の外観）をフラワーボットなどで緑化したり、歩車共存道路化を図ってポイント的な植栽を行ったり、店舗跡地を緑陰のとれる休憩スポットとして整備するなど、歩いて楽しい修景的な緑化を計画する。また、将来的には歩行者専用道路とすることも検討していく。

教育施設空間としての良好な緑の環境づくり
教育施設（嬉野小学校）やゴミ中継基地の施設条件に合った周辺緑地の保全と、各施設にふさわしい緑化推進を図る。

新しい市街地の緑化
新たに整備を行った住宅地は、民有地を対象とした緑地協定を締結し、民有地の生垣や庭を整備する形で緑化を推進していく。

市の顔となる行政拠点空間の緑のリニューアル
新たに整備する防災センターの整備に合わせ、既存の市庁舎を含めて、市の顔となる行政拠点施設空間に相応しい緑化によるリニューアルを検討する。

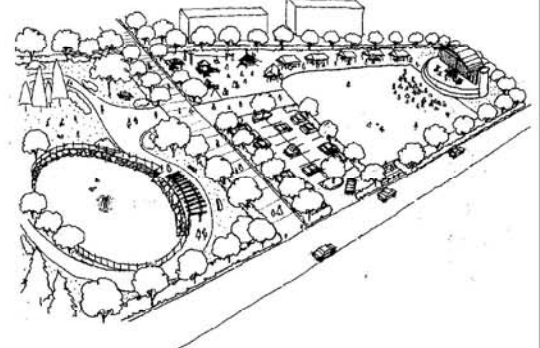
主要幹線道路の緑の保全、及び観光・景観軸機能をふまえた緑のネットワーク軸の構築
主要幹線道路に植栽された既存街路樹は、緑陰の確保や町の品格を形成する機能を有しており、基本的にそのまま保全を図っていく。その中で、観光ルートや景観軸となっている幹線道路については、必用に応じて景観性に優れた樹種や嬉野らしい樹種（茶、桜、藤等）に見直したり、樹木名などの通り名称をつけるなど、市民が親しみやすいネットワーク軸にすることも検討していく。また、緑化されていないネットワークや景観軸を形成する道路は、街路樹を植栽できるように、歩道幅員の拡幅や植栽帯の整備を検討していく。

新たな観光・交流拠点としての緑地空間の整備
公共施設移転跡地を、バザーや朝市、温泉祭りや盆踊りなどの市の祭事、嬉野茶の品評会、ゲートボールや少年サッカーのレクリエーション大会、野外コンサートなどの企画・運営をするための受け皿など、多目的に活用できる緑地広場としての整備を検討する。

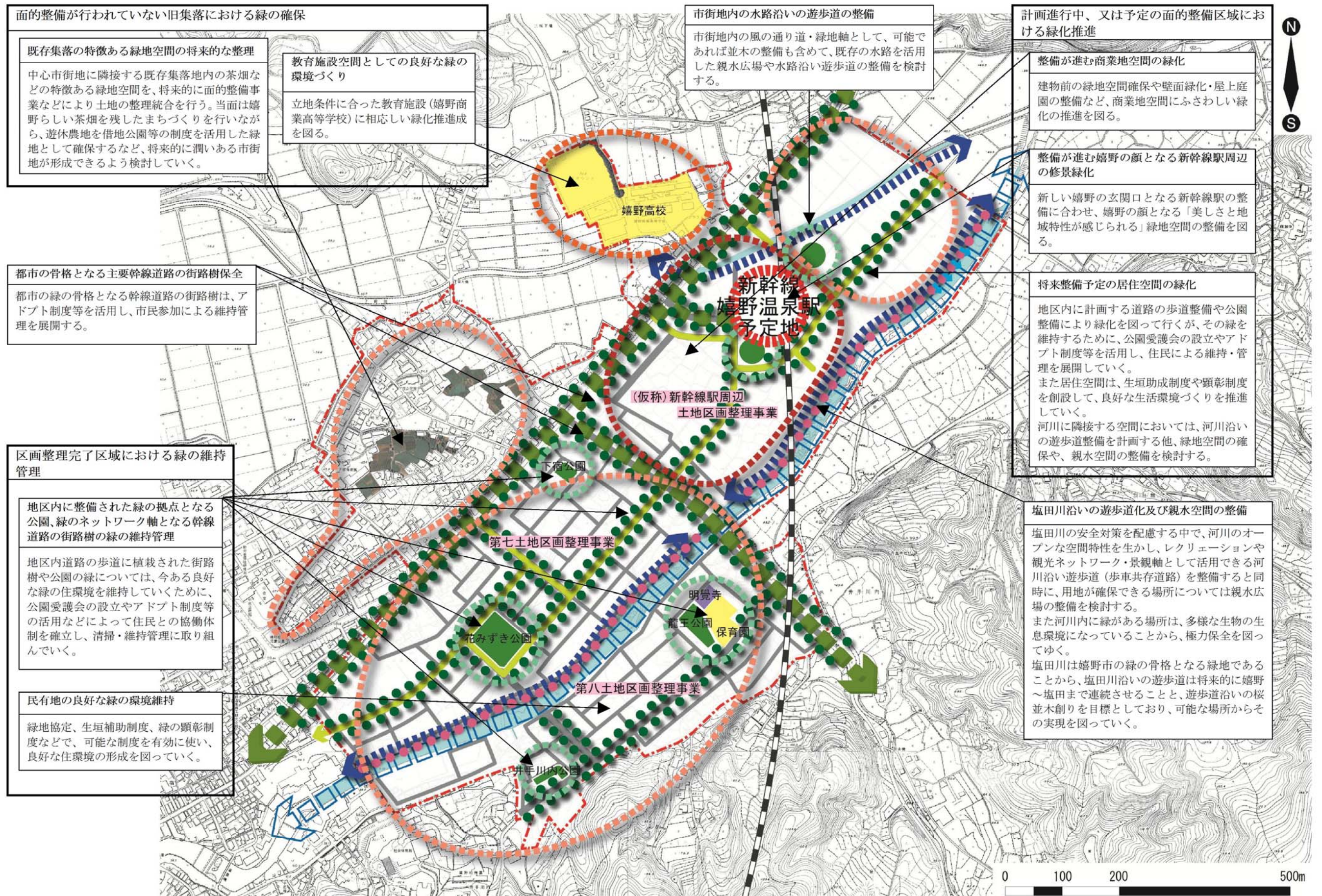
密集市街地における緑化
空地などのオープンスペースの活用、壁面緑化などにより潤いある緑地空間を確保することに努める。また、将来的には面的整備による施設の集約・移転、立体化等によって緑の潤いある空間の創出を検討する。

民間商業施設の緑化推進による、潤いある市街地空間の形成
旅館等民間商業施設の庭や外構に対して、生垣等の緑化助成制度や緑の顕彰制度などの創設を検討し、支援や公表による表彰を行って修景・緑化を推進することによって、住んでいる人のみならず来訪者も含めて「みんながほっとするまち、うれしの」の実現を図っていく。

市街地からの景観対象となる緑地の保全
山林・棚田の茶畑など、市街地の背景となっている緑は、緑化重点地区からは外れるが、景観対象となっている大切な緑地として積極的な保全を図ってゆく。特に、嬉野市の基幹産業をイメージさせる茶畑は、市民ボランティアやオーナー制度などの活用により、町のイメージを高める大切な緑地景観として守っていく。



緑化重点地区 その2：新幹線嬉野温泉駅予定地を含めて区画整理事業が進められている新市街地 (本編P132)



面的整備が行われていない旧集落における緑の確保

既存集落の特徴ある緑地空間の将来的な整理
 中心市街地に隣接する既存集落地内の茶畑などの特徴ある緑地空間を、将来的に面的整備事業などにより土地の整理統合を行う。当面は嬉野らしい茶畑を残したまちづくりを行いながら、遊休農地を借地公園等の制度を活用した緑地として確保するなど、将来的に潤いある市街地が形成できるよう検討していく。

教育施設空間としての良好な緑の環境づくり
 立地条件に合った教育施設(嬉野商業高等学校)に相応しい緑化推進を図る。

市街地内の水路沿いの遊歩道の整備
 市街地内の風の通り道・緑地軸として、可能であれば並木の整備も含めて、既存の水路を活用した親水広場や水路沿い遊歩道の整備を検討する。

計画進行中、又は予定の面的整備区域における緑化推進

整備が進む商業地空間の緑化
 建物前の緑地空間確保や壁面緑化・屋上庭園の整備など、商業地空間にふさわしい緑化の推進を図る。

整備が進む嬉野の顔となる新幹線駅周辺の修景緑化
 新しい嬉野の玄関口となる新幹線駅の整備に合わせ、嬉野の顔となる「美しさと地域特性が感じられる」緑地空間の整備を図る。

将来整備予定の居住空間の緑化
 地区内に計画する道路の歩道整備や公園整備により緑化を図っていくが、その緑を維持するために、公園愛護会の設立やアドプト制度等を活用し、住民による維持・管理を展開していく。
 また居住空間は、生垣補助制度や顕彰制度を創設して、良好な生活環境づくりを推進していく。
 河川に隣接する空間においては、河川沿いの遊歩道整備を計画する他、緑地空間の確保や、親水空間の整備を検討する。

都市の骨格となる主要幹線道路の街路樹保全
 都市の緑の骨格となる幹線道路の街路樹は、アドプト制度等を活用し、市民参加による維持管理を展開する。

区画整理完了区域における緑の維持管理

地区内に整備された緑の拠点となる公園、緑のネットワーク軸となる幹線道路の街路樹の緑の維持管理
 地区内道路の歩道に植栽された街路樹や公園の緑については、今ある良好な緑の住環境を維持していくために、公園愛護会の設立やアドプト制度等の活用などによって住民との協働体制を確立し、清掃・維持管理に取り組んでいく。

民有地の良好な緑の環境維持
 緑地協定、生垣補助制度、緑の顕彰制度などで、可能な制度を有効に使い、良好な住環境の形成を図っていく。

塩田川沿いの遊歩道化及び親水空間の整備
 塩田川の安全対策を配慮する中で、河川のオープンな空間特性を生かし、レクリエーションや観光ネットワーク・景観軸として活用できる河川沿い遊歩道(歩車共存道路)を整備すると同時に、用地が確保できる場所については親水広場の整備を検討する。
 また河川内に緑がある場所は、多様な生物の生息環境になっていることから、極力保全を図っていく。
 塩田川は嬉野市の緑の骨格となる緑地であることから、塩田川沿いの遊歩道は将来的に嬉野～塩田まで連続させることと、遊歩道沿いの桜並木創りを目標としており、可能な場所からその実現を図っていく。

緑化重点地区 その3：各種公共施設と塩田津を含む塩田地区の中心市街地 (本編P135)

宿場町として栄えた歴史・文化拠点にふさわしい塩田津の修景・緑化

宿場町として栄えた塩田津の伝統的建造物群保存地区や物資の集積地風景を再現した「みなと広場」などの、塩田の歴史を体験する空間にふさわしい、修景・緑化及び空間整備を行う。

特に伝統的建造物群保存地区の中を通る道路は、周辺の建物との調和に配慮した遊歩道(歩車共存道路)として現時点でも整備されているが、広場やファサード(建物正面)の花壇設置など、さらなる修景緑化整備を推進していく。また、塩田津全体をフィールドミュージアム的な公園としての整備を図り、河川の浄化、みなと公園の改修整備など、歴史・文化拠点にふさわしい空間としての整備を検討していく。

塩田津の借景となっている背後地に分布する樹林地の保全

歴史的な伝統的建造物群保存地区の背後に分布し、借景となっている民有林一帯を、市民緑地としての保全や、里山保存会やNPO等の住民による維持管理活動、自然体験教室として活用するなどの取り組みにより、樹林地の保全を図る。

歴史的な街並みと一体となって点在する社寺については、既存の社寺林の保全に努める。

幹線道路の緑化と維持管理

良好な市街地環境の形成と歴史文化のある町としての景観づくりを意識した幹線道路の街路樹の整備と、アドプト制度の活用による市民参加の維持管理を推進していく。

既存公園緑地の活用と市民参加による維持管理

中央公園やイカダ公園は、隣接する塩田川の親水空間の整備と合わせた一体利用や、各種イベントの場として活用すると同時に、維持管理などの市民の緑化活動を実践するモデル空間として積極的な取り組みを展開していく。

教育施設の良い環境づくりと急傾斜地の緑の保全

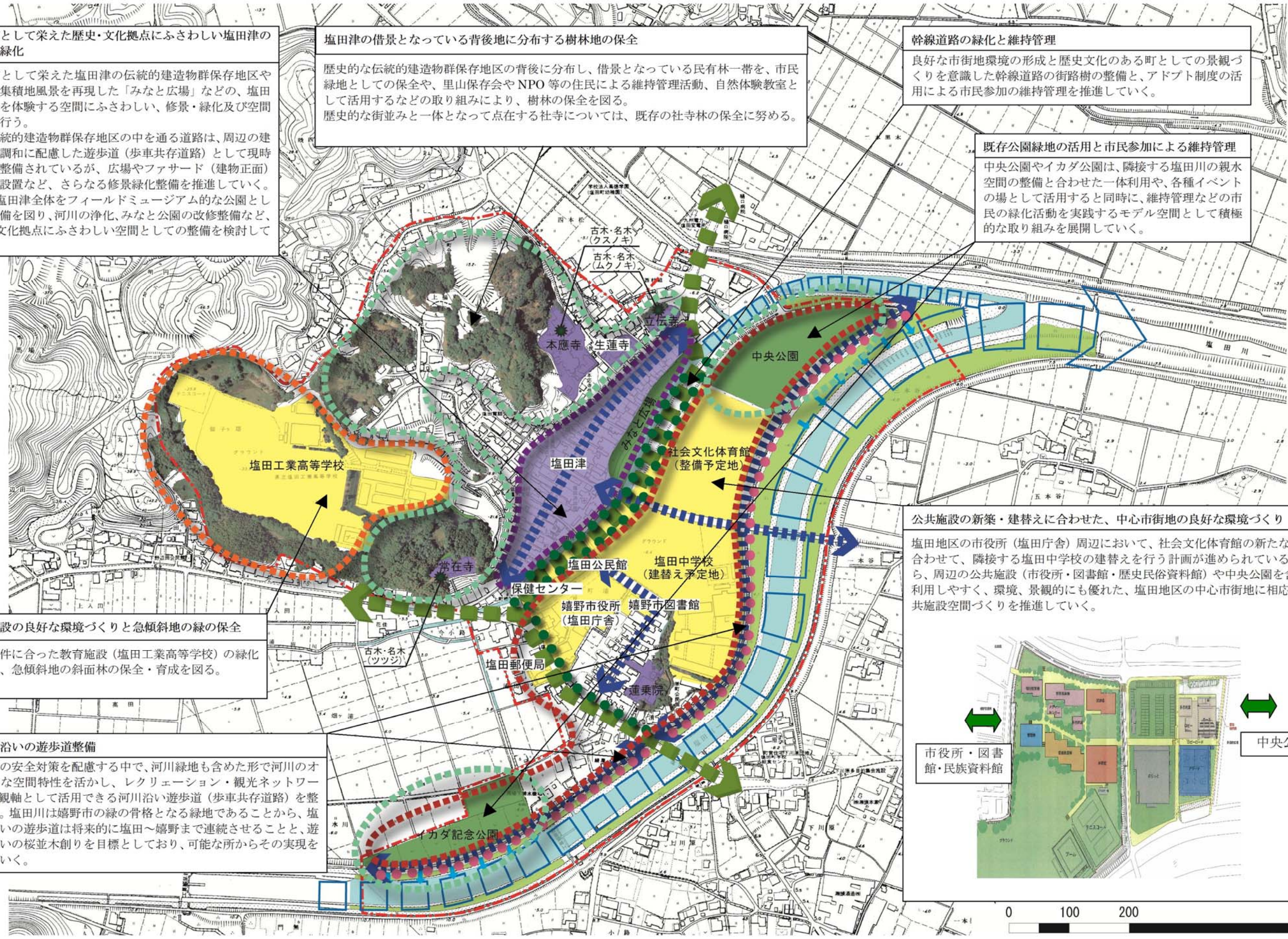
立地条件に合った教育施設(塩田工業高等学校)の緑化推進と、急傾斜地の斜面林の保全・育成を図る。

塩田川沿いの遊歩道整備

塩田川の安全対策を配慮する中で、河川緑地も含めた形で河川のオープンな空間特性を活かし、レクリエーション・観光ネットワーク・景観軸として活用できる河川沿い遊歩道(歩車共存道路)を整備する。塩田川は嬉野市の緑の骨格となる緑地であることから、塩田川沿いの遊歩道は将来的に塩田～嬉野まで連続させることと、遊歩道沿いの桜並木創りを目標としており、可能な所からその実現を図っていく。

公共施設の新築・建替えに合わせた、中心市街地の良好な環境づくり

塩田地区の市役所(塩田庁舎)周辺において、社会文化体育館の新たな建設と合わせて、隣接する塩田中学校の建替えを行う計画が進められていることから、周辺の公共施設(市役所・図書館・歴史民俗資料館)や中央公園を含めて、利用しやすく、環境、景観的にも優れた、塩田地区の中心市街地に相応しい公共施設空間づくりを推進していく。



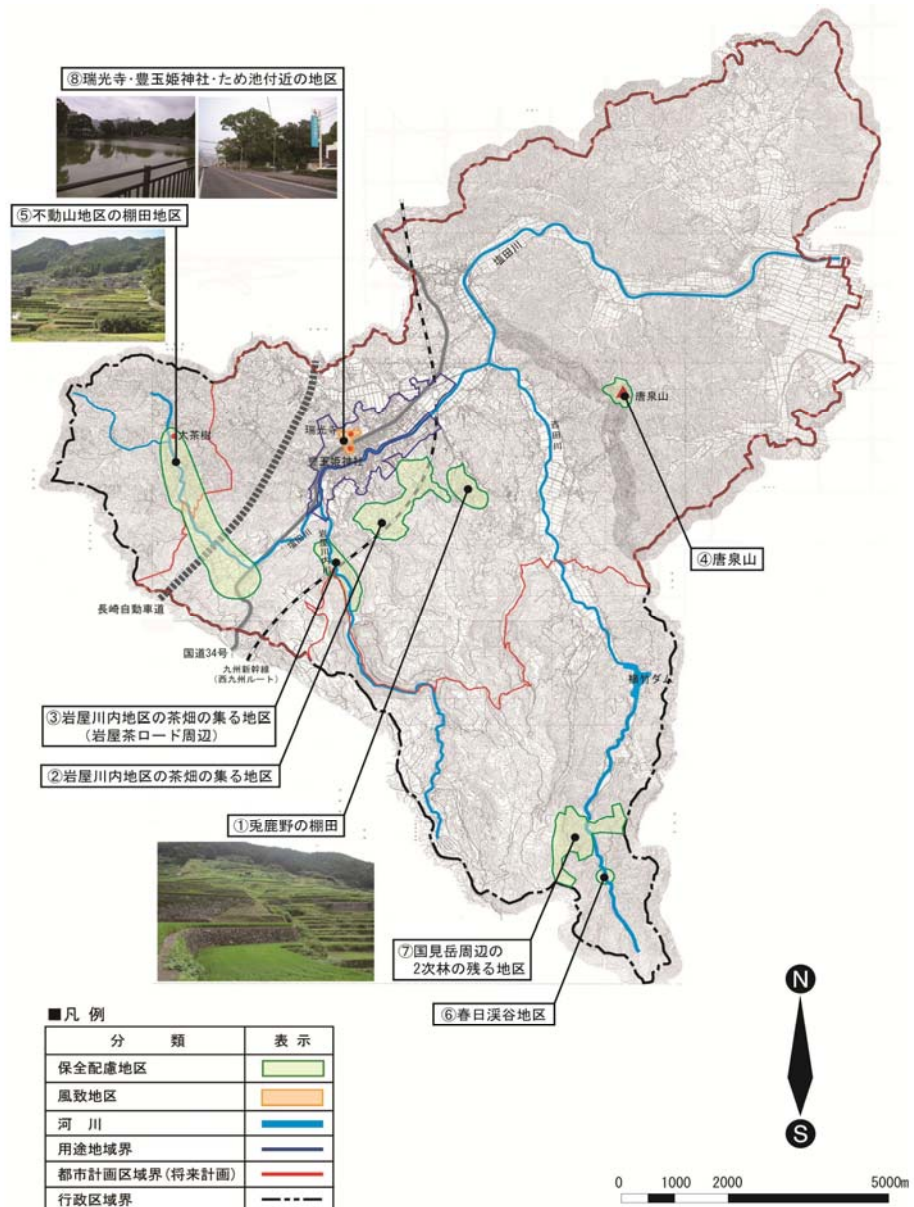
■ 保全配慮地区と風致地区の設定 (本編P136~138)

1) 保全配慮地区

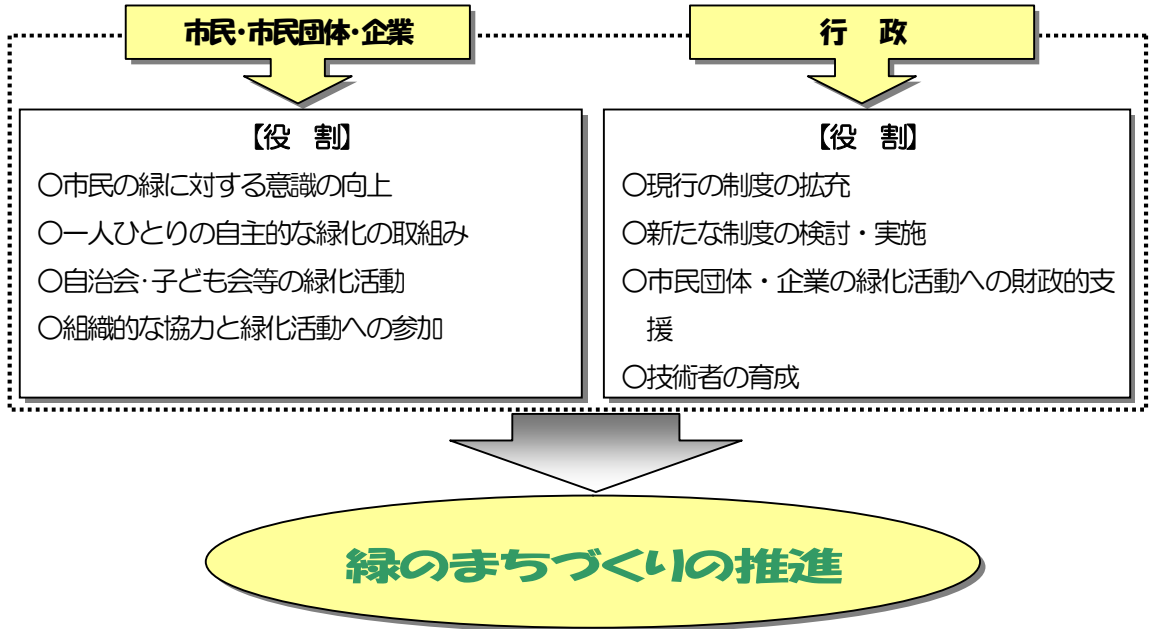
保全配慮地区は、緑地保全地区、特別緑地保全地区以外の区域で、風致景観の保全の観点、生態系保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場の提供の観点等の都市における緑地の状況を勘案して、特に緑地の保全に重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけ、設定するエリアです。

2) 風致地区

風致地区*は、都市における風致を維持するために定められる地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める。



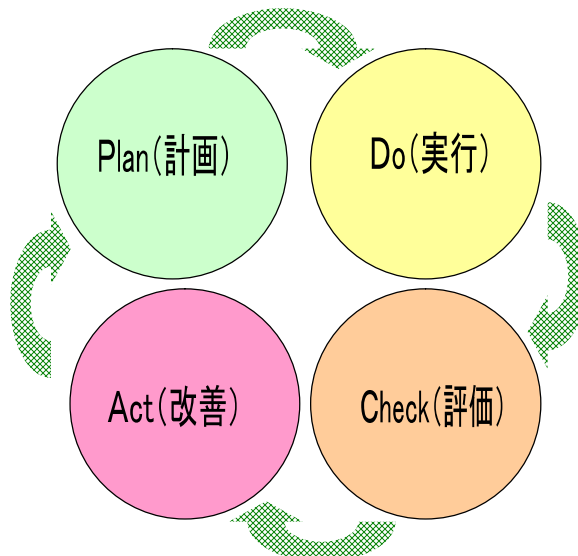
■ 計画推進の組織づくり (本編P139)



■ 計画の見直し (本編P140~141)

緑の基本計画は、都市計画マスタープランにあわせ、おおむね10年ごとに緑地の確保目標などの計画や施策の進捗状況の把握など計画の進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

- 1 Plan (計画)
- 2 Do (実行)
- 3 Check (評価)
- 4 Act (改善)





嬉野市緑の基本計画【素案概要】

本計画案は、今回の説明会における皆様の意見を参考に、庁内調整並びに策定委員会の協議を経て、今春を目途に最終案としてまとめていく予定です。

編集 嬉野市 建設部 建設・新幹線課

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

TEL 0954-42-3311

URL <http://www.city.ureshino.lg.jp/>